

北のくらし

きらめく

北海道立消費生活センター

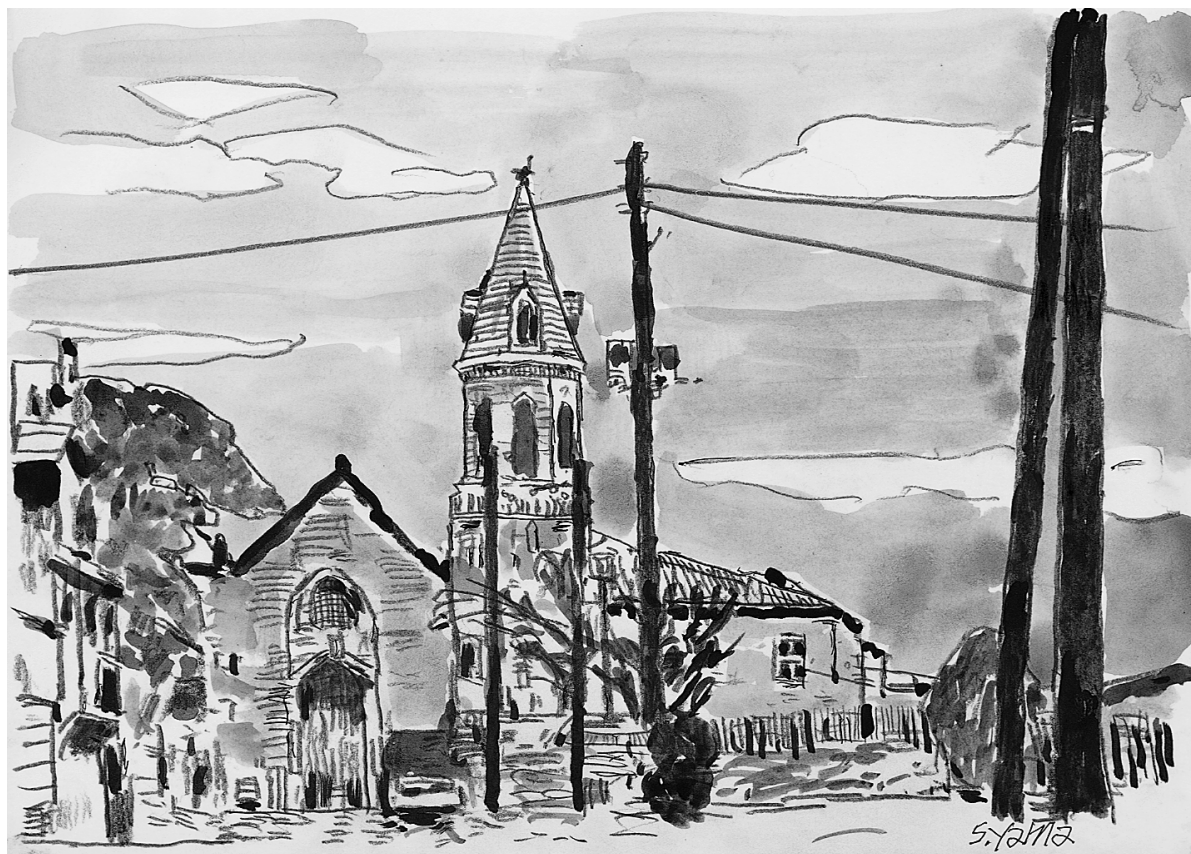
主な内容

ノーレジ袋運動から3Rへ…2

北海道警察安全相談……………4

新築住宅を建てる際の注意点…5

センターへのテスト依頼から…7



新緑につつまれた函館・元町の
ハリストス正教会。

多くの観光客で賑わっている。

(全道展会員 山下 脩馬)

〒060-0003

札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館西棟

TEL (011) 221-0110

FAX (011) 221-4210

<http://www.do-syouhi-c.jp/>

NO **49** 5月号

ノーレジ袋運動から 3Rへ

(社)北海道消費者協会の環境への取り組みは、1980年、第2次オイルショック以降のプラスチックトレイやレジ袋などのゴミ問題に対する、ノートレー・過剰包装をさせない・レジ袋の削減を小売店に働きかけるなどの「ゴミ減量化運動」として、地域の消費者協会から始まりました。ノーレジ袋運動は環境問題を考える3R運動上での象徴的な運動として現在に至っています。

4月8日札幌市役所で、市民団体と事業者、自治体・国が連携して環境問題を考える「北海道ノーレジ袋運動を進める連絡会」の第一回会合が開かれ、21団体代表らが活発な意見の交換を行いました。

参加したのは、北海道消費者協会など市民団体13団体と、北海道スーパーマーケット協会など事業者4団体、環境省、道経産局、道、札幌市。

連絡会は道内各地で市民と自治体、事業者がレジ袋削減に向けた三者協定を結ぶことなどを目的としています。今後は、アンケートなどを通じて削減の機運を高めることを確認しました。

一方、十勝支庁などが4月1日から始めた北海道洞爺湖サミットに向け、レジ袋削減キャンペーンの一回目の集計が4月8日にまとまりました。

袋を断った人の割合を示す「辞退率」は平均20%でした。同支庁では「まずまずの滑り出し」としています。

これはサミット記念事業「もっとエコなとかちづくり2008 みんなで取り組む1000日キャンペーン」の一環で、消費者にレジ袋の製造・廃棄に伴う温室ガス排出量削減をアピールすることが狙いです。支庁のほか帯広市、帯広畜産大などが共催をしています。

参加しているのは十勝の百貨店やスーパー、小売店48店舗です。辞退率のチェックは毎週水曜日と土曜日に各店ごとに行い、支庁が一週間単位で集計して発表しています。初回の辞退率は帯広市部で19%、町村部で23%でした。個々の店の数字は明かしていませんが、30%を超える店もありました。支庁地域振興部では、最終的には「30%から50%に到達したい」と考えています。

環境総合展

神田紫さんの講談「もったいない善兵衛」や、もったいないを考えるトークショー、段ボールで作るスツールなどのイベントや、環境関連ブースが30社ほどが出展されます。是非札幌ドームへいらしてください。

●日時

6月19日(木)・20日(金) 午前10時から午後5時

6月21日(土) 午前9時30分から午後4時

●会場

札幌ドーム(札幌市豊平区羊ヶ丘一番地)

●入場料

無料

●主催 北海道洞爺湖サミット記念環境総合展2008実行委員会

4月から道内初の全小売店60店が参加したレジ袋の有料化が浜中町でスタートしました。各店ではレジ袋を一枚1円として、支払いは店頭の料金箱に任意でいれてもらう仕組みになっています。効果は上々で、お客さんの多くが買い物袋を持参するようになったといえます。

以上おもだった運動を紹介してきましたが、そのほか各地で「ゴミの減量化」など3R運動がおこなわれています。

3R運動とは①Reduce(リデュース) 発生抑制で、「ゴミとして捨てるものを極力少なくすること。」「ゴミとなるものを持ち込まない。」「Reuse(リユース) 再使用で、安易に物を捨てずに、出来るだけ繰り返し使うこと。」「Recycle(リサイクル)で、資源として再活用することです。

ここでは身近な生活の中で取り組める3Rについて紹介します。

①リデュース 詰め替え商品など「ゴミの減量化につながる商品を利用しましょう。食料は、必要なだけ購入、調理して食べ残しや廃棄食品を減しましょう。家庭での生ゴミ堆肥づくりもリデュースにつながります。

②リユース 不用品でまだ使用できるものはフリーマーケットやリサイクルショップを利用しましょう。買い換えを考える前に修理して使えないか考えたり、リターナブル容器の利用の促進などを心がけてみましょう。

③リサイクル 市町村で実施している「ゴミの分別収集や拠点回収には、それぞれの分別ルートに従った「ゴミ」の排出をお願いします。店頭で、紙パックや発泡スチロールトレイや空き缶などの回収コーナーを設けている場合にはこうした店頭回収を活用しましょう。

本道の優れた環境を次世代に引き継ぐためには、物の生産・流通、消

費、廃棄のあらゆる段階で発生する廃棄物をリデュースするとともに、積極的なリユース、リサイクルを行い、環境負荷の低減を目指した「循環型社会」を構築していく必要があります。

北海道全体が正念場を迎えています

環境マイスター・宮嶋睦子



すでに地球の気温は0・6℃(日本は1℃)上がり、90年後には5・8℃上がる可能性があるという。白クマ、ペンギンも、北・南極の氷が溶けることによって数十年後には絶

滅の危機に…。

温暖化の目に見える現象は2004年以降顕著に起こり始め、台風の巨大化、熱中症の多発、洪水が…、サンゴ…、種の絶滅が…。1997

年京都会議では温室効果ガスの先進国の排出削減を採択し、2004年シリアインドサミット(米)では3Rイニシアティブが合意され、7月、日本が議長国となる洞爺湖サミットでは、3Rの具体的な推進が計られます。



リサイクルイメージキャラクター
「くるりん」と「ぐりんちゃん」

私たちが3Rの中で直ぐに出来ることは、買い物に行ったとき袋をもらわないこと。旭川では毎月5日、市内のスーパーと協力して店頭啓発を懸命にし、毎年パレードもおこなっています。又、4月8日には、消費者・事業者・行政が各市町村で連携し、ノーレジ袋運動を推進する目的の「北海道ノーレジ運動を進める連絡会」が発足。

今、北海道全体が環境推進の大地となる正念場を迎えています。私たちは辞退率にのみ拘わるのではなく、又、規則にただ従うのではなく、生活者自身として考え、行動し、子供たちにも伝えていくことが大切です。

北海道警察安全相談などの 受理状況（平成19年中）

悪質化する詐欺の手口

安心の警察相談は#9110へ

過去10年の警察相談受理の推移

年 区分	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
道警	18,134	20,592	28,858	29,867	30,353	48,223	55,967	49,073	49,075	38,925
指数	100	114	159	165	167	266	309	271	271	215
全国	347,849	343,663	744,543	930,228	1,058,772	1,519,156	1,800,670	1,514,782	1,394,227	—
指数	100	99	214	267	304	437	518	435	401	—

※道警（北海道警察）の件数については「苦情」を含みます。

過去10年の警察相談受理を見てみると、約2倍の受理になっています。平成16年をピークに減少傾向にあります。が、依然として高水準に推移しています。

最も多いのは振り込み詐欺相談ですが、前年比では半減しています。その主な要因は、振り込み詐欺の態様の一つである「架空請求詐欺」の手口や対処法が周知され大幅に減少したことによるものです。悪質商法の中では、ヤミ金融業者からの取り立てなどに関する相談が減少したほか、契約・取引関係では、金銭・物品貸借に関する相談が減少しています。

振り込み詐欺はオレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺の4種類に分類されています。

○オレオレ詐欺 電話を利用して親族、警察官、弁護士など装い交通事故示談等を名目に現金をだまし取る手

口のことです。

○架空請求詐欺 郵便、インターネットなどを利用して不特定多数の者に対し、架空の事実を口実とした料金を請求文章などを送付するなどして、現金を口座に振り込ませるなどの方法によりだまし取る手口のことです。

○融資保証金詐欺 実際に融資しないにもかかわらず、融資する旨の広告をしたり文書などを送付して、融資を申し込んできた者に対し、保証金などを名目に現金を口座に振り込ませるなどの方法によりだまし取る手口のことです。

○還付金等詐欺（新たな振り込み詐欺の手口として平成19年に追加）税金や年金などの還付手続きを装って、口座名義人に銀行などのATMを操作させ、被疑者の管理する口座に振替送金させる方法によりだまし取る手口のことです。

【主な相談の増減】

主な相談	振り込み詐欺	悪質商法	契約取引	家庭・職場・近隣関係	ハイテク
受理件数	6,013	2,918	4,570	2,882	2,109
前年比	-5,791	-1,539	-1,081	+342	+83



新築住宅を建てる際の注意点

平成21年、保険等に業者は強制加入 消費者保護へ一歩前進

Q 築30年以上経つので、そろそろ建て替えを考えています。しかし最近になって、「道内大手の建設会社木の城たいせつが、自己破産」などの報道を見て不安になりました。

工事途中で建設会社が倒産した場合、どうなるのでしょうか。また、建てる際の留意点など教えてください。

A 当センターにも、木の城たいせつに係る相談が30件あまり寄せられています。相談者の状況をきくと、全額もしくは一部工事代金を支払ったにもかかわらず、未着工、工事途中のものが多くをえています。

今回のケースのように、建設会社が自己破産した場合、管財人が破産法に基づき処理するので、それに従うことになります。

すでに、債権者には、契約解除通知が送付されており、各債権者は「債権届出書」を裁判所に出すことになります。今後、管財人が債権・債務を整理しますが、木の城たいせつの場合、資産はあまりないので、救済は困難との報道もあります。

住宅に関する保証の現行制度では、新築一戸建て住宅を対象にした「住宅完成保証制度」があります。

建設会社の倒産などにより工事が中断した場合、住宅の完成に向け、(財)住宅保証機構が一定額を補填する仕組みです。ただし、加入は任意で、(財)北海道建築指導センターによると、最近ほとんど利用されていないとのことでした。

これから住宅を建てる際の、留意点としては、いずれも任意ですがこ

の「住宅完成保証制度」や、建設会社が倒産しても、引き渡しから最長10年間は、一部自己負担で補修等が可能な「住宅性能保証制度」の加入を検討することをお勧めします。

「住宅性能保証制度」はすべての新築住宅(一戸建・分譲・賃貸マンション)が対象となります。住宅の建設着工前に、住宅登録の申請手続きを行い一定の登録料を支払います。工事が完成し現場審査を通ると、住宅の引き渡しから10年間保証されます。ただし、保証の対象は、柱や土台など基本構造部に限定されています。なおこの制度を利用するには、あらかじめ住宅保証機構へ建設会社が登録している必要があります。

利用実態ですが、道内では19年度に1千409社登録されており、実際に住宅性能保証に登録した戸数は戸建て、共同あわせて3千5百戸前後にとどまり、そのうち実際に保証を受けた件数は48件とのことでした。

このように、当面は任意加入の現行制度を利用することになります。が、平成21年10月からは、制度の大幅改正が予定されています。

売主及び請負人は、「住宅品質確

保法」で10年間の瑕疵担保責任が義務づけられています。が、平成17年の構造計算書偽装問題で発覚したように、消費者保護として現行法では不十分であることが分かりました。このため売主の責任を明確化し、事業者の資力確保などを定め、住宅の買主等を保護するために、「住宅瑕疵担保履行法」が平成19年5月に制定されました。

大きく変わるのは、平成21年10月以降に引き渡される新築住宅には、重大な欠陥の補修費を確保するため、建設会社に保険加入や保証金供託が義務づけられる点です。

来年10月の義務化までの間は、複数の建設会社から見積書をとる、建売住宅の場合は、物件を比較するなどはもちろんのこと、保証制度に登録された事業者を選び、保険を利用することなどが当面の自己防衛策といえるでしょう。

また専門家によると、支払いは、必要以上に前払いをしないこと。たとえば、契約時に契約金額の1割、上棟時は出来高分を、完成時に残金を支払えば、建設会社が倒産しても、損害を限定的にすることが可能です。

ペットフードの添加物

内容 海外でペットフードにメラミンを添加しているというニュースを聞いて心配になりました。我が家で購入しているペットフードをテストしてほしい。

結果 メラミンは検出されませんでした。なお、日本では国が輸入時検査を行うとともに業者等に注意喚起しています。

クリーニングの苦情相談

内容 ウサギの毛を衿などに使ったショートコートをクリーニングに出したら、ウサギの毛がかなり抜けていました。業者に言うところポケットの裏部分の毛を使ってほぼ修復されましたが、まだ抜けている部分があります。賠償してほしい。

結果 ウサギの毛はクリーニング事故賠償基準でも平均使用年数は2年とされているように、毛皮の中でも非常に弱く、デリケートな性質を持っています。従って、できるだけクリーニングは避けたい商品です。素材の特性上、多少の毛抜けは仕方ないと思われる旨を、助言しました。

マグボトルの異臭

内容 マグボトルを購入したらプラスチックのようないやな臭いがしました。臭いの原因を知りたい。

結果 蓋を開くと強い臭気があるのでメーカーに苦情品を送り原因調査を依頼したところ、臭いの原因はパッキンに使用されているシリコンゴムに由来するとのことでした。臭気を除く工程をより強化することとで、相談者には返金されました。

燗酒容器の安全性

内容 海外旅行のお土産に金属製の燗酒容器をもらいました。有害な物質が含まれていないかテストしてほしい。

結果 容器の材質を調べたところ鉛でした。国内では燗酒容器としては販売できないものです。海外で購入したもののなので、日本の法規は適用されず、現在詳細を調査中です。海外旅行で土産を購入する際は十分な注意が必要です。

次のようなテストをしています。

〈テスト品目〉

食品、繊維、雑貨、家庭機器など。

〈主なテスト実施項目〉

○食品

- ①成分分析（水分、脂質、糖質など）
- ②品質分析（油脂の酸化、ハチミツの品質、新米・古米の簡易判別など）
- ③食品添加物（合成保存料、合成着色料、甘味料、酸化防止剤、発色剤など）
- ④重金属（カドミウム、鉛、鉄など）
- ⑤残留農薬（約90種類）

○繊維製品

- ①繊維の組成鑑別（綿、ウールなど）

- ②染色堅ろう度（色落ちなど）

- ③加工処理剤（ホルムアルデヒドなど）

○家庭機器

- ①安全性（異常加熱、漏電など）
- ②消費電力量（電気代）
- ③軟エックス線解析（非破壊での検査）
- ④蛍光エックス線分析（金属の分析）
- ⑤排ガス測定（CO、CO₂）

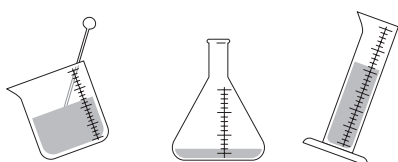
○雑貨

- ①品質分析（鍋類、プラスチック容器）
- ②材質試験（合成樹脂、金属など）
- ③溶出試験（陶磁器、合成樹脂など）

※テストご希望の方は、商品テスト部へお問い合わせください。なお、テストは無料ですが、テスト品の送料はご負担ください。

センターへの テスト依頼から

道立消費生活センターでは、道民の皆さんからのテスト依頼を受け付けています。その結果をいくつか報告します。



メープルシロップの品質

内容 スーパーでメープルシロップを購入したところ、随分と味が薄い気がします。薄めていないか、水飴が入っていないか、テストをしてほしい。

結果 メープルシロップに含まれる糖分（ショ糖）は66.2%でした。「五訂日本食品標準成分表」に記載のあるメープルシロップの糖の量は炭水化物として66.3%です。ほぼ同じであることから薄められているとは考え難いです。また、水飴の主成分であるブドウ糖や麦芽糖は検出されませんでした。

漬物の添加物・食塩量

内容① デパートで購入した「なすの漬物」の色がきれいなので合成着色料をテストしてほしい。あわせて合成保存料も。

結果 合成着色料（酸性タール系色素）及び合成保存料（ソルビン酸など）は検出されませんでした。

内容② 漬物が大好きでよく食べます。自家製の大根の漬物の塩分をテストして下さい。

結果 食塩量は1.6%でした。「五訂日本食品標準成分表」によると、たくあん漬の食塩相当量は4.3%なので、少ないほうです。

水道水のミネラル

内容 ブラックシリカを入れると水道水にミネラルが溶け出し体に良いと言われました。本当かどうか入れる前と後の水道水を調べてほしい。（カルシウム、マグネシウム）

結果 テストの結果、カルシウムは入れる前3.8ppm、入れた後3.9ppm。マグネシウムは入れる前も後も0.5ppmで差はありませんでした。

サラダ油の酸化

内容 使用済みのサラダ油4点の酸化を調べてほしい。

結果 今回の油脂はいずれの数値も低く、まだ十分使用できると考えられます。

	酸価	過酸化値	カルボニル値	料理名
a	0.1	6.0	0.3	鶏カラ揚げ じゃがいもフライ
b	0.2	13.9	1.3	野菜天プラ 一口カツ
c	0.1	14.6	0.4	野菜天プラ2回
d	0.1	18.5	0.8	野菜天プラ 鶏カラ揚げ

※参考値：酸価 3～5 以下、過酸化値 30～50 以下、カルボニル値 50 以下

高麗人参の品質

内容 友人が中国に行くたびに購入してきてくれる高麗人参について有効成分と安全性（残留農薬）をテストしてほしい。

結果 人参の有効成分のうち*ジンセノサイド Rg₁は0.17%、Rb₁は0.28%検出されました。

「第十五改正日本薬局方」のニンジンの規格ではジンセノサイド Rg₁は0.10%以上、Rb₁は0.20%以上なので、医薬品の規格を上回っていました。また有機塩素系農薬13種類についてテストしたところ検出されませんでした。

※ニンジンの有効成分であるサポニンの種類名。ジンセノサイド Ra₁、b₁、b₂、c、d、g₁、g₂などがある。

消費者月間

活かそう消費者・生活者の視点

5月は消費者月間です。

統一テーマは「活かそう消費者・生活者の視点」です。国民生活に大きな不安をもたらす事件・事故が相次いで発生しましたが、成熟した先進国となった我が国においては、生産第一という思考から、国民の安全・安心が重視されなければならない時代になっています。

企業や行政には、国民の安全・安心を確保する責務があります。消費者も自らの安全・安心な暮らしを地域と一体となって心がけましょう。

道庁ロビー展

道と北海道消費者協会は、消費者月間の5月15日(木)、16日(金)道庁一階ロビーでパネル展を開きます。安全安心な暮らしに役立つ情報をビデオやパネルで提供します。お立ち寄りください。

また、消費者月間では、地方公共団体と消費者団体が協力して、各地で講演会やパネル展、街頭啓発をおこないます。

北海道消費者協会でも5月30日(水)昼12時から札幌中心部で街頭啓発をおこないますので、ご協力下さい。

電気通信サービス利用者懇談会意見募集

総務省では、ブロードバンド化やIP化の進展による料金やサービスの多様化、マルチステークホルダーが関与するビジネスモデルの普及等が進展する中、基本的ルールづくりの参考とするため、以下の項目について意見をあつめています。

- 通信サービスに関する利用者保護のための基本的ルールのあり方
- 利用者への通信料金やサービスに関する情報提供のあり方
- ADR(裁判外紛争処理制度)を含む紛争処理機能のあり方
- 電気通信事業者の市場退出に係わる利用者保護策のあり方
- 消費者保護を業務とする関係機関との連携を含めた苦情処理・相談体制のあり方
- その他利用者保護に資する施策展開のあり方

詳しくは「総務省北海道総合通信局情報通信部電気通信事業部」TEL 011(709)2311(内線4707)へ。

くらしのセミナー

道民に対して北海道消費生活センターを広く理解していただくとともに、消費生活に係わる情報や知識を、個々の消費者であっても容易に習得できる機会を提供することを目的とした「フリー見学会」行ってみよう消費生活センター」が開催されます。

内容は13:30~14:00にビデオ上映と質疑応答。14:00~15:00はくらしの広場(展示室)・商品テスト室を担当の職員が同行して見学します。日程は5月14日(水)、6月11日(水)で毎月ありますので詳しくは啓発部までお問い合わせ下さい。当日直接お越し下さい。

また5月23日(金)、6月25日(水)に18:00~20:00にくらしのセミナーが行なわれます。テーマは「家庭で起こる事故について」、「多重債務になってしまったら」です。

当センターは(社)北海道消費者協会が指定管理業務を行っています。

〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館西棟
TEL 011(221)4217

リーダー養成講座の受講生を募集

- (社)北海道消費者協会は平成20年度「消費生活リーダー養成講座」の受講生を募集します。
- 受講期間 合計29日間
前期 7月22日~8月1日
中期 8月25日~9月5日
後期 9月29日~10月10日
 - 会場 道立消費生活センター
 - 受講料 会員は1万3千円
会員でない方は1万6千円
 - 募集人員 30人
 - 受付締切 5月30日
(011)221-4217

通信講座の受講生を募集

- (社)北海道消費者協会は平成20年度「通信講座消費生活スタディ」の受講生を募集します。
- 受講期間 平成20年7月~同21年3月
 - 受講料 会員は1万3千円
会員でない方は1万6千円
 - 募集人員 80人
 - 受付締切 5月30日
- 詳しくは最寄りの地域消費者協会若しくは当協会組織活動部にお問い合わせください。
(011)221-4217